

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第19回）

日時 平成30年3月2日（金） 9：01～10：56

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者：

<委員>

横山委員長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、
曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長

國松日本卸電力取引所企画業務部長

斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関理事

佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット経営企画部長

内藤関西電力株式会社執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田昭和シェル石油株式会社電力事業部門担当執行役員

山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

上間沖縄電力株式会社企画本部企画部長

高瀬CDP Worldwide-Japan シニアマネージャー

中谷大口自家発電施設者懇話会理事長

議題：

- (1) 事業者・団体ヒアリングについて
- (2) 意見募集の結果について

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761）
FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

<連絡先>

○鍋島電力供給室長

それでは定刻となりましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第19回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、朝早くからご多忙のところご出席いただきありがとうございます。

本日、広域機関の佐藤オブザーバーは10時をめぐりご退席されます。

また、今回は事業者団体からのご意見を伺うという機会にしたいと考えております。

大口自家発電施設者懇話会の中谷康彦理事長、一般社団法人CDP Worldwide-Japan 高瀬香絵シニアマネジャー、沖縄電力株式会社 上間淳企画部長にご出席いただいております。

早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長をお願いいたします。

○横山座長

皆さんおはようございます。年度末の大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、先ほど鍋島さんからお話ございましたように、本日は事業者団体ヒアリングですね。そして、昨年末に実施されました意見募集の結果について、ご議論をいただきたいというふうに思います。

事業者団体ヒアリングにつきましては、3つの事業者団体様から制度検討に関する考え方についてのご説明をいただいた後、まとめて質疑応答をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、早速ではございますが、大口自家発電施設者懇話会の中谷さんからまずはプレゼンをよろしくお願いいたします。

○中谷理事長（大口自家発電施設者懇話会）

そうしましたら、大口自家発電施設者懇話会のほうから、この制度に関する意見ということで、ここでちょっとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料3というところでございます。まず意見を述べる前に、大口自家発電施設者懇話会という団体について、少しご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大口自家発電施設者懇話会とは、20MW以上の自家用の発電設備を持つ基幹産業の各社が昭和48年に設立した任意の団体でございます。2017年度現在で、会員数は48社+1団体ということになっています。

2番に主な構成企業というのを書いていますが、化学、繊維、紙パルプ、鉄鋼、共同発電、窯業、石油、非鉄、ガス、あと自動車、鉄道、その他、ほぼほぼ幅広くこの団体には参加いただいております。

業種別自家発の出力ウエイトと書いていますが、全会員で 1,800 万 kW 程度ということで、こういった団体でございます。

そうしましたら、次のページです。3 番目、自家発電設備の規模ですが、先ほど述べましたように、発電出力としては 2,130 万 kW、I P P を除くと 1,800 万 kW、我が国自家発 5,380 万 kW の約 40%、自家用発電でやっている事業者の約 40%はこの団体に加入しているということであります。

発電電力量としては、約 730 億 kWh/年、これは我が国の総需要電力量に対して 8%ぐらいというような規模でございます。

それと、大口自家懇は、また一般電力さんからの購入量も非常に大きくて、会員の自家発保有者は、一方で大口の需要家でもあるということをご理解いただきたい。購入電力量としては、大体 440 億 kWh/年、これは我が国全体の 5%ぐらい。ですから、発電もしつつ、購入も大きな割合を占めているということでございます。

そうしましたら、次に自家発による電力の利用と書いていますが、フロー、ちょっと見ていただきたいと思いますが、上のほうに購入電力、これと購入エネルギー、あと生産工程から出てきます副生エネルギー、廃熱、廃圧、こういうものを利用して、これをボイラー、タービン通して電力、動力、熱、こういった形で生産プロセスに必要なエネルギー源として使っているということでございます。

その②のほうに書いておりますが、生産プロセスから発生する副生エネルギーや廃熱、廃棄物、そういったものをより活用して有効な生産プロセスを達成するというので、そういうプロセスの状況になっているということでございます。

次のページ 5 のほうに行きますが、自家発のエネルギー利用効率とインプットエネルギーとこののをちょっとまとめております。

インプットエネルギーとしては、先ほどありましたように、石炭を初めとする LNG、L P G 等の購入エネルギーというのは 61%、あと自分らの回収エネルギー、これが 39%、この 2 つのエネルギー源を使って自家発プラントを運営しているということでございます。

それで、総合熱効率としましては、平均的には、そこに書いていますように 58%。言い換えればロスが 42%ですが、これはいろいろなプロセスがありまして、その緑で書きましたように、平均すると大体 58%ですが、高いものでは 90%という非常に高効率な運転をしているというところもございます。

そうしましたら、次に自家発電電力の利用先ということで、我々発電しているものの 80%は自分らで使うためのものがございます、その残り 20%が外販等で外に出しているということでございます。

外販電力を見ますと、我々として 20%ですが、8,900 億 kWh/年という外販電力の需要から見ると、1.6%ぐらいの規模ということでございます。

電力が 37%、熱が 63%、この電気、熱のバランスをとりながら、経済的に最適な運転を達成しているというのが自家発の状況でございます。

そうしましたら、今回の制度に関する自家発電施設者懇話会のほうからの意見ということで、次のページからちょっとまとめておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、総論でございます。5つほど挙げました。ちょっと読ませていただきます。

新たな市場制度設計は、常に国際的な競争にさらされている企業にとって、コスト削減、収益向上といった面で極めて重要であるというふうに我々認識しております。

また、一般的に自家発電設備は、各社それぞれの生産プロセスと切っても切り離せない設備でございます。なので、コアビジネスの事業環境変化などによって生じた発電余力や、CO₂削減のための省エネや廃熱回収推進などが進められた暁にできた余剰電力を、市場でうまく活用できれば結果的にそれが我が国全体のエネルギー利用の安定供給につながるというふうに考えております。

3つ目です。需要地に近いところに熱と電力を同時に供給するというので、非常に効率的で電力系統における損失の軽減、あるいは系統安定化に寄与している自家発電源の特徴を踏まえたそういう制度設計をぜひともお願いしたいと。

4つ目です。現在、送配電網費用の負担の中で、自家発に対しても発電側の課金として一部コストを負担するということが検討されているということでございますが、こうした中、容量市場におけるコストがさらに購入電力にも上乗せされると、製造業の国際競争力というところにも相当な影響を与えるというふうな捉え方をしておりますので、この辺も十分に制度設計に生かしていただけたらと思っております。

最後です。現在検討されている新たな市場の制度設計は、広範囲かつ極めて専門性の高い内容であり、全体像を把握することは非常に難しく、容易ではありません。エネルギー政策は国民生活や企業活動に大きな影響を与えることでありますので、政府等関係者におかれましては、先ほど来ずっと言っていますが、国民向けのわかりやすい説明に努めていただけたらというふうに思っています。

以上が今回の制度設計に関する総論として、そこにまとめさせていただきました。

そうしましたら、ちょっと各論のほうに入りますが、順次ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、発電事業者等の容量オークションへの参加でございます。これは今、実需給の4年前に実施されるメインオークションへの参加ということになっておりますが、そこに書いておりま

すように、我々自家発というのは、生産プロセスに非常に密着した関係にありまして、工場の生産計画等によっていろいろな運転条件というのは決まってきます。

そういった中で、4年前というのは企業活動においてかなり長いスパンであると考えておりまして、1年前段階での計画変更などを柔軟に採用していただけると、自家発の特徴を考慮できるのではないかとということで、その仕組みをぜひとも検討いただけたらなと思っております。

次、3番です。容量市場の参加者の位置づけ。我々も当然FIT電源等々の利用もありますが、FIT電源を含めた発電事業者の場合、FIT電源を除外してしまうと、発電事業者の要件を満たさなくなる事業者が出てきますが、この場合についても、できれば発電事業者として参加できるというような方向でちょっと考えていただけたらというふうに思っております。

次に移ります。容量確保期間と契約期間、あとメイン・追加オークションの位置づけということで、2つあわせて書いておりますが、先ほど来、言っていますように、1年前段階ではほぼほぼ工場の生産計画がある程度予見される、それで供給力が見込めるケースがあることから、追加オークションの中で一定の枠を確保するなどして、この1年前段階からの参加というのがやりやすいというか、そういうことができるような形の仕組みをぜひ検討いただきたいと。

また、自家発によっては、構内需要や生産計画等の観点から、1年間という年間を通じてではなくて、例えば数カ月間といった短期間でも逆潮を行う事業者が存在しております。こういったことから、1年間というよりは数カ月間という短い期間ではありますが、こういった事業者もkW 価値の収益を得られるような仕組み、これも考えていただけたら自家発の我々としては運用も非常にやりやすくなるというふうに思っております。

そうしましたら次の9ページに移りたいと思います。オークション制度の設計ということで、ここは自家発特有のところをちょっと書いていますが、自家発の余剰というのは、先ほど来ありますように、生産との関係が深いということから、系統連系点での計量ということが適切であるというふうに考えております。

その下にも書いていますが、自家発というのは小規模な電源が非常に多いということで、同一エリア内に複数の工場を有している場合等もございまして。工場間での生産移管等が生じることもあることなどから、複数工場をまとめて一つの計量ということができるといった仕組みもぜひ検討いただけたらというふうに思っております。

そうしましたら、その下、13番、14番、これはリクワイアメントとペナルティーですが、リクワイアメントの中に、平常時では計画外停止をしないということが予定されているが、事故、トラブル停止がどの程度許容されるかは慎重な検討をお願いしたいということでございます。

實際上、計画外停止というのは当然我々もあってはならないことなので、それを防止するような形で、なくすような形で運転を日々やっておりますが、ここについては、実態というのは必

ずしも計画外停止がゼロということではございません。その辺を踏まえた形で、ちょっとリクワイアメントの中で、何らかの形で反映させていただけたらと思っております。

あと、電力会社の発電やデマンドレスポンスとの供給力としての特性の違いがどうしてもございますので、その辺についても、ペナルティーのあり方等々、慎重にご検討いただけたらというふうに思っております。

続きまして、10 ページ目に移ります。15 ですが、電源の立地や特性に鑑みた kW 価値ということで、意見のところにもちょっと書かせていただきましたが、自家発の発電余力や余剰エネルギーの形態は非常にさまざまであります。調整係数は「自家発」というくくりで一本化するのではなくて、自家発の特性に応じた複数種類の調整係数が得られるようなことになっていると非常にありがたいということで、これを希望しております。

あと、アグリゲーター等を通してこの容量市場に入札をする場合、内数に含まれる自家発に対しては、容量市場入札の kW 価値に、当該自家発の kW 分が算入されているのかを、自家発側に開示していただくというようなガイドラインを策定していただいて、算入した自家発にはその分のペイバックがきちんとされるような制度設計をお願いしたい。また、それによって入札のダブりを防ぐことにもつながると思いますので、そこら辺の制度設計、ガイドラインの策定等があればいいのかなというふうに思っております。

あと自家発の場合は、必要に応じて自家消費分の削減により外販の増加が可能のため、広域機関へ届け出をした供給計画以上の入札を可能としていただけると、ここは先ほど来説明をしておりますが、生産と直結した自家発の特徴というふうに捉えていただけたらというふうに思っております。

下に移ります。17 です。新設・既設の区分、経過措置。今回の制度で、シングルプライスオークションで実施されるということになって、既に固定費等が回収されている老朽化電源に対しても小売電気事業者からの支払いの対象となることで、需要家側のほうから見ると負担がふえるのではないかとすることはちょっと懸念をしております。

一方、小売電気事業者等の激変の緩和の観点から、経過措置によって小規模な自家発も含めて、既存設備に対して受取の減額が一律に講じられた場合に、小売電気事業者との既存の相対取引に悪影響が生じるということも懸念されますので、両面に配慮したバランスのとれた制度設計をぜひとも希望しております。

そうしましたら、1枚あけていただきまして、最後になります。

その他として、総論のところになるかもしれませんが、自家発もできるだけ容量市場に出ることが可能な制度設計というのを考えていただけたらというふうに思っております。

最後、制度設計の手続については、自家発というのは本来、自らの発電で、電気等の需要を

賄うという観点からして、事務作業的な手続的なものについてはできるだけ簡略化して、参加のハードルを下げただけけるというようなことをぜひともお願いしたいということです。

以上、すみません、大口自家発懇話会からの今回の制度設計に対する意見ということで、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは続きましてCDPの高瀬様から資料4のご説明をお願いしたいと思います。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

皆さん、こんにちは。CDPの高瀬と申します。まずCDPについての説明を2ページ目に書いております。

3文字の略語というのは多ございまして、なかなかわかりづらいということで、旧 Carbon Disclosure Project ということで、企業の環境情報開示というのを2003年から毎年、企業に質問書を送ることで行ってきたイギリスのロンドンに本部のあるグローバルNGOでございます。

まずは機関投資家の署名をいただきまして、最近ではフィーもいただいているので結構コミットの度合いは上がっているんですが、投資家にかわって企業に質問書を送るというたてつけで15年ほどやっております。

グローバルには大体2,500社ぐらいが回答をいただいております、その大体倍送っているわけなんですが、日本企業は500社が対象で、回答率57%というのが昨年の実績です。

次のページに行きますと、日本では余り、特に電力業界には余り認知がないかと思うんですが、国際的にはそれなりに認知をいただいているということを示すスライドです。特に国連の当時の事務総長ですとか、気候変動枠組条約の前事務局長からは大変な評価をいただいております。パリ協定の前に、投資家と企業と都市をノンステートアクター（非国家主体）ということで一つの動きとしてまとめられたのもクリスティアーナさん（気候変動枠組み条約前事務局長）ということを伺っています。

CDPデータについては、回答をいただいたものがデータになるわけなんですが、そちらはさまざまな株式情報提供サービスによって使われておりまして、それに基づいて最近、新聞でも話題のESG投資というのを行うというような流れを最初につくったような団体です。直接、間接にCDPデータを活用いただいているというものです。

こういったことで、CDPへの回答をする企業というのが、その評価、実は回答を評価することを数年前から始めまして、最初は開示の度合いだけだったんですけど、最近では回答内容について評価をさせていただいて、Aから、A-、B、B-というふうになっているわけなんですが、Aに入るとそういうAリストだけの株式インデックスというのもつくられて、そのイ

ンデックス投資の対象になったりしますので、経済的な影響もあるということで、企業の方からはすごく評価を気にするという状態が日本企業のみなさまの間でもございます。

ここからちょっとお話が変わるのですが、情報開示をやっている一方で、やはりパリ協定の前後から、さまざまな、もう少しアクション、英語で言うとアクション、日本語で行動とって同じ意味になるかわかりませんが、アクションということで、例えばパリ協定に政府の代表が行っても、政府自体は削減をなかなかする主体ではないということで、企業の方々が削減についてどうするかということこそが重要なんじゃないかという視点のもとに、NGOの間では2℃というのが一つのポイントにパリ協定の前からなっていましたので、2015年の1月ぐらいから企業が2℃に即した目標をつくっていくというイニシアチブ、それがSBT、Science Based Targetsと呼ばれているものです。

これは別に2℃がサイエンスと言っているわけではなくて、パリ協定の言っている2℃という政治的決定のための企業の応分を削減目標として設定するプロセスに科学を参照しよう、そしてそれを認定するようなイニシアチブです。これは結構厳しい削減ではないと認定されないわけなのですが、実は日本ですごくはやっておりまして、設定をすると宣言をした企業349社のうち、日本企業は約50社ございます。これはアメリカに次ぐ世界2位なんですね。CDP本部があるイギリスより上回っているということで、目標を既に認定された企業も91社あるわけなんですけど、うち日本企業が14社ということで、結構、日本企業はこれにコミットしていらっやいます。

それからもう一つ、RE100というイニシアチブ、これはクライメイト・グループというイギリスに本部のあるNGOで、CDPが私のグループですが、それが一緒にやっているイニシアチブです。これは大企業を対象にして、いずれかの時点でグローバルな操業に係る電力消費の100%を再エネとすることを宣言するイニシアチブです。これは125社が宣言してまして、日本企業はこれまで公表されたのは3社となっております。こういったことをやっております。

一方で、アップル社をはじめとする一部企業では、これは新聞でも報道されたかと思うんですが、自社だけではなくて、サプライヤー企業さんにも再エネ100%とすることを要求したりするような動きも実は出てきております。つまり、再エネ調達できるか否かが、実は契約を左右するというような状況というのがじわじわと日本にしみ出してきているというようなことがございます。

ちょっとめくっていただきまして、では、再エネを使ったと主張するには何が必要かということについて少しお話させていただきます。

再エネは、皆さんご専門なので、もう言うまでもない、釈迦に説法以上のところだと思うんですが、電気まじってしまうと識別できないということで、じゃ、どうやって私は再エネを使ったのかと、系統につながった電気の、私は再エネを使ったのかということについて、実

はいろんな算定方法がグローバルに混在していました。それを世界資源研究所というワシントンにある研究所と、WBCSDという持続可能な開発のための世界経済人会議が、企業の温室効果ガス算定基準というのをずっとコツコツつくっていきまして、そこでスコープ2という電気・熱・蒸気・冷熱について、そういった二次エネルギーについてグリーン電力みたいなものを買ったときにどう排出量を算定するかというガイダンスを出しました。これは2015年1月に2年ぐらいの議論を経て出されたものです。

ここで示されたのが、やはり系統全体のことというのもすごく重要だろうということで、ロケーション基準という概念が出てきました。これはやはりこちらでも議論になっていますように、再エネが大量普及した際にはバックアップの火力ないしは蓄電池なども必要だということで、系統全体としてどうかというのも重要だろうと設定された方法です。

それから、マーケット基準というのが、契約に基づいた調達についての算定方法です。例えばPPA（電力購入契約）とか海外でよくありますけど、長期の電力購入契約ということで、あそこの電気はうちが買ったという契約にってしまったということで、そこの電気のゼロ排出はうちのものだというふうに主張する。そんなやり方を認めるマーケット基準という考え方も出されました。つまり、ロケーション基準とマーケット基準、この2つの基準の両方で報告をしてくださいというようなことになりました。

その契約的手法、マーケット基準のほうに、利用可能な原単位についての要件というのが、このスコープ2ガイダンスに出ております。これは私が訳したものなのですが、すごく長く書いてありますが、6つの要件というふうにちょっと抽出しますと、実務上こういうふうに行っているわけなんですけど、6つの要件ということで、原単位が属性として、属性というのは特徴に対する権利のような形ですね、属性として付随している。

単独の属性主張である。これは、私が再エネを使ったと言って、ほかの人があれはうちも使ったというふうにしなないという、ダブルカウントをしなないということ。

それから、最終消費者のために属性証明を償却。これは例えば電力事業者さんが権利を主張したりとか、小売さんですかね、どこかで主張したものを最終消費者にもう一回主張させるということではできなくて、最終消費者がちゃんとクレームをするということです。最終消費者のために償却する必要がある。ちょっと今、説明が揺らぎましたが、最終消費者のために属性証明を償却するということです。

それから、報告時点に近い時点。なので、古いやつは使わないでくださいということ。

それから、同じ市場の電力ということで、これは日本の場合はこれまで一応系統つながっているということでの、沖縄電力さんも含めて日本全体の系統平均ということでいいんじゃないかなということ運用上はしております。同じ市場ということですね。

契約をした以外の電気の排出係数はどうするかということなのですが、これはその属性に対して権利を主張した再エネ分を引いた電源ミックス（残余ミックス）の原単位を使ってください。

これが6つの要件になっております。

残余ミックスというふうに言っているわけなんです、9ページ目に残余ミックスの原単位の概念について、一度、よくわかりにくいと言われるので、整理しました。皆さんは専門家であらっしゃるのでわかるかと思いますが、一応説明させていただきます。

こちらはパワーシステムというふうに絵が描いてありますが、さまざまな電源があるということで、発電源証明、これは欧州の場合ですが、これは例えば証書で権利を主張された電源というのは除外した電源のミックスというのを残余ミックスというふうに呼んでいます。

欧州ではEU指令に基づいて各国が指定した発電源証明発行機関の協会という、EUの加盟国の指定した機関の協会があるんですが、そこが公開をしております。

その国別残余ミックス、一応、事例として挙げていますが、発電源証明が出されていない（償却されていない）やつですね。その余りの電源のミックス、電源構成が国別に出ています。これは毎年発行されています。

めくっていただきますと、その平均の排出原単位というのも発表されていて、これを使ってくださいと、契約していない電力分についてはこれを使ってくださいというふうになっています。

今回、私、こちらでお話しさせていただくのは非化石価値証書、これはマーケット基準の計算に使えるかどうかということで、3カ月ほど検討を重ねてきました。エネ庁さんともいろいろ協議をさせていただきまして、CDP本部とも検討を重ねてきました。

その結果ということで、このスライドが一番重要なんです、非化石価値証書、GHGプロトコルスコープ2ガイダンスの要件を満たしているということです。満たしているのでは、使えるのではないかとということです。

残余ミックス係数というのは公表されていることが実は必要なんです、今は日本では公表されることにはなっていません。なので、これは公表されるようにぜひしていただきたいというのが、1つ要望としてあります。

ただ、ルール上は、途上市場ということで、そういった残余ミックスがない場合には、つくる方向で頑張ってください。ただ、今のところはいいんじゃないでしょうかというふうにGHGプロトコルになっていますので、多段階で運用が可能というような枠組みになっていますので、CDPとしてはオフィシャルに非化石価値証書をCDP報告に使うのは大丈夫ですということをここで発表したいと思います。

ただし、その残余ミックスがない場合、それからあった場合でも、全ての企業がCDPに報

告してくださるわけではないので、どうしても排出リーケージというのが生じる可能性があります。温対法に基づく算定報告制度ですと、その辺がよりよい制度になっているんですが、GHG プロトコルはどうしてもリーケージが生じる構造になってしまっています。

そして、CDPは情報開示基盤を運用するNGOではあるんですが、やはり気候変動を抑えながら経済も反映するということを目指しているNGOでございますので、こちらの推奨条件とこのをぜひここで発表させていただきたいと思います。

証書と組み合わせる電力についても、①できる限り再エネ電力というので調達していただきたい。これはFIT電力でももちろん大丈夫です。①が難しい場合も、できる限り排出原単位の低い電力とマッチングしていただきたい。最低でも系統平均以下のGHG排出原単位の電力とマッチングしていただきたいということを推奨させていただきたいと思います。

ただ、これはCDP質問書の評価に反映されるものではないので、そうじゃない電気を使った場合も評価は変わりませんということです。

どうやってリーケージが生じるかというところ、興味ありますか。ちょっと時間との関係でどうかと思うんですが、GHGプロトコルというのは、電気とその属性、例えば証書とかを1対1で合わせると、それは再エネであるというような考え方になっています。その分の排出は残余ミックスでとらえてくださいという考え方です。

一方で、温対法というのは、電力に対してオフセットの考え方なんです。証書はオフセットするということで、証書は系統平均ということで、例えば石炭の電気と、ちょっと高いですけど、わかりやすく0.1と0.05にしていますが、0.1と0.05だと、0.05が残るというようなことになっていまして、ここではリーケージは生じないわけなんです、GHGプロトコルを使うとリーケージが生じる可能性がある。残余ミックスが完璧に運用されていない状況ではということ、一応説明させていただきます。

次は、ちょっと複雑で説明に時間がかかりそうなので飛ばしましょう。

次の15ページ目です。ここからは、非化石価値証書の仕組みというのはFIT電気を買えるようになるということで、好ましいものではあるんですが、やはりこの証書とか、発電源証明とか、そういった考え方でいきますと、若干課題があるということを指摘させていただきます。

やはり例えばアップルさんといったRE100の中でも再エネ調達にこだわりのある企業などが日本で再エネを買いたいと言ったときには、太陽光、風力はいいけど、例えばバイオマスの場合、いろいろ持続可能に調達されたバイオマスであるかとか、そういったことを気にされるわけなんです。そうすると、非化石価値証書は、現在、再エネであるということしか、あとは期間しかわからないということで、少し消費者選択の幅が狭くてどうなんだろうということをよく耳にします。

市場環境ですよね、操業環境として再エネの調達環境が余りよくないというふうに世界的にも認知されてしまっているということです。例えばヨーロッパのトラッキングシステムはどういうものかといいますと、電気が系統に1MWh 行くのと同時に、属性証明というのがITシステムに発行されます。これは情報が発行されるということですね。

そこには、基本的には何が書いてあるか。これ（スライドに表示）はEU指令にて規定されているものだけですが、どんなエネ源か、発電期間はいつのものか、1MWh の発電期間ですね、発電場所や容量、補助金や支援の程度、設備の稼働開始時間、発行日、発行国、IDナンバーというのが自動的に行くようになっています。このぐらいのことが日本でもわかるといいなというのが一つ。

それから課題の2番目なんですが、やはりちょっと最低価格と最高価格があるということで、経済学的には最高価格もいろいろ課題があるということなんですが、ここではやはり最低価格というのに焦点を当てさせていただきます。最低価格がついてしまうということで、今後、FIT終了後というのは、特に再エネが安くなっている可能性があるということなので、安い再エネについてわざわざ証書を買わなきゃいけないという、もう一段階、何かやらなきゃいけないということではなくて、やはりただの情報基盤としてのトラッキングというのを整備する必要があるんじゃないかということです。

欧米におけるトラッキングというのはただの情報であって、例えばPPAとか、どんなときでもこの情報基盤を使って再エネの属性を主張する、そうするとダブルカウントがない、そこは国が運用している、そんな構造になっています。

国でやっているのはヨーロッパですが、アメリカではISO/RTOというのがトラッキングを実施しています。アメリカのPJMとNEPOOLでは、全電源トラッキングというのを実施しています。こちらに示したのは、PJMのEnvironmental Information System というもので、これは誰でも見られるんですが、1MWh 単位で発行される証書について、エネルギー源別や地域別に都市や月を選んで閲覧することができるようになっています。やっぱりちょっと必ず増コストになるという構造は、今後はそぐわないんじゃないかということを思っております。

こちら意見なんですが、17 ページ目です。FIT賦課金を下げるといった目的においては、非化石価値証書の価格が必ずつく構造について否定するものではないんですが、FIT終了後の再エネ大量普及時代を見据えた場合に、情報としての属性トラッキングシステムというのを、欧米、今、中国でも始めようとしています、整備することで、再エネ調達環境が整備されるということが大変日本企業にとって重要なんじゃないかと思っております。

こちらは企業ヒアリングからの、企業名は出ませんが、再エネ調達環境が大変悪いと。気候変動パフォーマンスを上げるということが難しい。これはESG投資の機会の喪失につながる

可能性があるということです。これは競争力にかかわる問題として、今後より大きくなる懸念を持っていらっしゃるということです。

最後なんですが、トラッキングというのは情報基盤として重要だということです。

電源の選好についての決定権の一部を消費者とすることで、電源選択というのが消費者の自分ごととなる、これはお財布に直結するということですね。そういった仕組みをつくるというのはすごく重要なんじゃないかと思っています。じゃ、政策はどうするかというと、やっぱりデフォルト値、初期値をどうするか、それからプライシングなどによって誘導をどうするのか。

再エネにもいろいろありまして、合意を得ずに山を切り開いてしまったりというものもありますし、やはり課題のある電源というのはどこにでも出てくる、再エネだから必ずしもいいというわけではないと思うんですね。いろんな電源にいいところ悪いところがあって、それぞれ個別の発電所にもそういった課題があるということで、やはり今後、必ずしも再エネというのがいい電源である保証もないわけなので、制度をがっちりつくってしまうのではなくて、情報インフラ、そして消費者選択ということで、硬直化を防ぐという意味でも、このトラッキング基盤というのをぜひ整備することを検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、沖縄電力の上間様のほうからご説明をお願いいたします。

○上間企画部長（沖縄電力）

沖縄電力の上間でございます。それでは弊社より需給調整市場、それから容量市場の制度設計に対する意見として資料説明をさせていただきます。

資料の5番ということになります。まず1ページ目についてですけれども、既にご承知のことと存じますが、電力システム改革における沖縄の扱いについて記載させていただいております。

これまで電力システム改革における議論において、沖縄については、小売全面自由化は他エリア同様に実施し、その他の論点については、沖縄の特殊性を踏まえた制度とすると整理されております。

続いて2ページ目をおめくりください。需給調整市場につきましては、現在の調整力の公募調達と同様に、一般送配電事業者による調整力の調達における公平性・透明性の確保が図られるのみならず、より効率的で柔軟な調達に寄与するものと認識しており、沖縄エリアにおいても同様と考えております。

一方、需給調整市場の創設によって実現される広域的な調整力の調達・運用については、沖縄は独立系統であることから、広域化は行えない状況であります。

スライド下部に抜粋しております本作業部会における中間論点整理に記載されておりますとおり、2020年に向けた需給調整市場の共通プラットフォーム開発は、一般送配電事業者が担うことが妥当とされております。需給調整市場の創設に向け、沖縄エリアの特殊性を考慮しつつ、弊社も他の一般送配電事業者とともに取り組んでいるところでございます。

続いて、3ページ、4ページ目につきまして、容量市場について記載しております。

まず3ページについて、こちらでも中間論点整理を抜粋させていただいておりますが、沖縄エリアにおける容量市場の適用については、今後の検討事項とされております。

4ページ目をごらんください。中間論点整理において、容量市場の意義として、単に卸電力市場等に供給力の確保・調整機能を委ねるのではなく、より効率的に必要な供給力・調整力が確保できるようにすることが求められるとされております。

一方、沖縄エリアにおいては、卸電力取引所がないことを踏まえ、弊社としては相対取引環境の充実を図ってまいりました。

具体的には、常時バックアップや電源定検時の補給メニューに加え、今回新たに沖縄のさらなる競争環境整備として、需給調整用の卸電力メニューを本年4月から提供することとしており、これら卸電力メニューについては、電源固定費を含んだ設定としております。

弊社といたしましては、今後も相対取引により電源固定費を回収していく予定であることから、現段階においては、沖縄エリアにおける容量市場創設の必要性は低いと考えております。

ただし、現在、一般送配電事業者による調整力の公募調達を通じてkW 価値の対価が支払われている調整力電源についても、今後はその対価を容量市場を通して回収していく方向と認識しておりますが、沖縄を容量市場の対象外とした場合、その調整力電源分のkW 価値を回収する手段を講じる必要があると考えております。

最後に5ページをごらんください。ご参考といたしまして、昨年5月の本作業部会において、沖縄のさらなる競争環境整備に向けた自主的取り組みとして創設を表明いたしました需給調整用の卸電力メニューについて記載しております。

表明以降、創設に向けてメニューの具体的内容について検討を進め、価格や提供開始時期等について記載のとおり設定しておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。

本メニューについては、本年1月より事業者様へ適宜、単価等の具体的内容を提示させていただき、本年4月からの提供開始を予定しております。

弊社からの説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がありました

らお願いしたいと思います。いつものようにネームプレートを立てていただければご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。CDPさんについて、細かいことで恐縮ですが、要請・署名されている機関投資家さんというのは、株式の投資家が多い、あるいは株式の投資家だけなのでしょうか。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

いえ、皆さん、さまざまな投資先を持っていらっしゃるかと認識しております。

○廣瀬委員

CDPデータの開示だけではなくて、評価、A、A-、B、B-という評価もされているということですが、これは株式投資の観点からの評価ということになりますか。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

そうですね。株式投資も結構、日本の年金基金は、直接、株式投資ということはやっていませんが、海外は直接アナリストが年金基金などにもいて、株式投資をみずからやっているところも多いので、そういったところが参考にされているということです。

○廣瀬委員

もし可能であればご教示頂きたいのですが、要請・署名されている機関投資家さんは、いま現在でも数としては増えているという認識でよろしいですか。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

そうですね、数としてはずっと増え続けてきたんですが、一昨年ちょっと有料化をさせていただいて、そんなに高い金額ではないんですが、そこでちょっと署名だけで、昨年は未払いの方も入れていたんですが、1年たったということで未払いの方は切ったところ、約10%ぐらいが減ったというふうに聞いております。

○廣瀬委員

大変ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず資料4に関して、今回の手続、一応受け入れていただけたということで、とてもありがたいと思います。それで、太陽光・風力・バイオを全部一緒にしないで、分けて調達できることが

本来は望ましいというご意見も伺いました。一方で、分けると市場の流動性が下がってしまうというデメリットもあり、今回はこういう設計にした。

例えばバイオに関して具体的に本当に持続可能かどうか、あるいは環境破壊を伴って調達されていないかとかを本当はチェックしたいというニーズを今伺いましたが、これはF I Tの制度のところで考えるべきことなのかもしれない。

つまり、国際的に見て評価されないような、ある意味で一応バイオだけでも持続可能性がなさそうなものは、F I T認定して高値で買い取ってもいいのだろうかという観点のほうが健全な気がします。トラッキングもとても重要だとは思いますが、ひょっとしてF I T制度のほうを考えることのほうがより生産的かもしれない。この点については、エネ庁の別の部局のところで、もし追加で検討する必要があるれば検討していただければと思いました。

それからF I T卒業後のトラッキングに関しては、F I T卒業後のものは基本的に相対契約だとかで売買ができるということになるので、完全にひもをつけた形というのも可能になると認識しています。していますが、もし使いにくい、インフラが欲しいというようなニーズが出てくれば、ここでも検討する余地はあるかもしれないと思いました。

次に、沖縄電力の資料5について、全てもっともだと思いました。一応確認させていただきたいのですが、例えば容量市場はなしでよい。そうすると調整力市場では容量市場でお金をもらっていないことを前提にして考えるべき。もし現状のような公募であったとしても、その後、市場をつくったとしても、基本的に幾らで売るという札を入れるのは売り手のほうなので、容量市場がないことを前提とした札を入れればよいので、考慮してくださいということの意味がよくわからない。ただ一方で、これはまだ十分コンペティティブでないので、コストベースで合理的な価格かどうかはちゃんと見ている。この監視に際して、容量市場でお金をもらっていないことをちゃんと考慮した上で監視してくれという要望だとすればもっともだと思います。

さらに、もし価格の比較を地域間でやるということがあったときには、沖縄は仮に調整力の価格が高くなっていても、これは容量市場でのお金がないということ前提だということ踏まえた上で比較してくれないと困るという要望だとすれば、それももっともだと思います。

そういうことを指摘したと思うのですが、もしそれ以上の配慮を求めているのであれば、もう一度、その理由と、どのような配慮が必要なのかをご説明ください。

それから大口自家発の話、これも全てもっともだと思いますので、要件だとかというのを考えるときには考慮することになると思います。

1点確認です。1年を通じて供給できないかもしれないけれども、数カ月とかというようなものでもカウントできるようにというのは、この容量市場の性質を考えていただきたい。もともとのたてつけからすると、ピーク時というか、キャパシティーが明らかに足りない時期に関して、

ちゃんと供給してくれることをとても重視した制度。したがってお金を払うほうもそういうようなピーク時に使うことに主に課金するシステムになっているので、その数カ月がオフピークのみ
に供給ということだったとすると、それにお金を払うのは容量市場の趣旨に合わないと思います。

しかし一方で、1年ではないけれどもピーク時に供給しようと思えば供給できるという形で
供給力を用意するということだとすると、それは1年を通じたものでなかったとしても支払う仕
組みを考える余地はあると思います。

いずれにせよ、これはどういう時期なのかに依存すると思いますので、ピーク時に供給でき
れば、オフピーク時に長い期間供給できない時期があってもいいじゃないかという議論だとすれ
ば、受けとめる余地は十分あるかと思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、質問もいただいておりますので、お願いします。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

回答します。順番に1番目からなんですが、すごく制度をご理解いただきありがとうございます。
私の主張をご理解いただきありがとうございます。

F I Tについてなんですが、今回はこういう市場という考え方でつくられたということで、
経済的価値をつけて考えられたということで、それはやはり賦課金を下げたいという意図があっ
てやられたことだと思うので、仕方がないというふうに思っております。

ただ、好ましい形ということで、このF I Tの縛りがなくなった世界というのを考えますと、
2番目の点に移りますが、ちょっと参考までに、この資料4の一番最後のページ、ページ19と
いうふうに書いてありますが、これI-RECというところが、欧米以外、今、トラッキングシ
ステムが運用されているところ以外で運用できるトラッキングシステムというのをやっていたり
します。

これで何が言いたかったかといいますと、こうやってシステム的にやるということで、やは
り何度も申し上げていますが、情報基盤として価値を伴う取引市場ではなくて、情報基盤として
さまざまな場面において、PPAの場面においても、自家消費の場面においても、いろんな場面
において環境属性とか再エネ属性というのを主張したいんだったら、このダブルカウントがない
ことが保証できる国のトラッキングシステムでその属性価値を償却してくださいといったことに
することで、必ずダブルカウントがない証明というのが安価に、システム的に検証ができるとい
うことで、ぜひ卒F I Tのときにはこういったことを考えていただきたいなと思っています。

F I Tの基準の話なんですが、今のたてつけではそうなるかなと思います。ただ、例えば政

策的に何を認めるか、認めないかというのは判断のところですね、情報はそれとは別に、ただただ基盤に入ってくるというようなところが好ましいなとちょっと思っています。

すみません、わかりにくく長くなりました。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、上間さんのほうからお願いいたします。

○上間企画部長（沖縄電力）

松村先生のご質問のところというのは、弊社のプレゼン資料の4ページ目に係るところだと思いますけれども、ご理解のとおりでございまして、何か特別なものをということではなくて、今後、需給調整市場ができるときに、今の公募調達という仕組みをなくすというところで、我々もそれで需給調整市場に行った後、需給調整市場から9社様が容量市場に移っていくときに、我々はそこに残るのか、あるいはそのときに我々の調整力の調達の仕方をどうするのかということ、今後また別途やる必要があるのかなということ、念のために書いてあるということでございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは中谷さんのほう、何かありましたらお願いします。

○中谷理事長（大口自家発電施設者懇話会）

大口自家懇からの意見のところ、ご理解いただいていると思っております。おっしゃるとおりで、我々としては、ピークというところに需要があれば、そこでオーダー、オークションが来て、それに参画するということができるということについては非常にウエルカムだと思います。

そこで言いたかったのは、要はこのオークションに出るときに、1年という単位で縛りを入れられると、我々の自家発の性質上、非常に厳しいということがメインでございまして、そういったところでいけば、フレキシブルにそこを選べるような形をとっていただくというのは、おおむね我々の主張等ご理解いただいていると思っておりますので、ぜひその方向でよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、秋元委員からお願いいたします。

○秋元委員

どうもありがとうございました。CDPさんへのコメントなんですけれども、松村先生とほとんど重複はしているんで、ちょっとクリアじゃなかったんですけど、お答えもいただいたんですけども、私もトラッキングシステムは重要だとは思うんですけども、費用対効果の問題もあるので、そのあたりをどういうふうに考えたらいいのか。ただ、CO₂を下げるという意味では、このトラッキングシステムがなくても、基本的には要求は満たされている。

おっしゃられるように持続可能なバイオマスなのかどうかとか、そういうものをチェックしていこうという部分では、そういうニーズはあることは理解するんですけども、全体のそのシステムを使うという機会費用とか、そういうことも含めて考えるとどうなのかなというところは、総合的な判断が必要かなと思います。

松村委員もおっしゃったように、これだけで手当てするわけではなくて、別の形の手当ての仕方もあると思いますので、総合的な判断が必要ではないかなというふうに感じました。

あと、おっしゃることはわからなくもないんですけども、16 ページ目ですかね、非化石証書は必ず増コストだというような形で書かれていて、今回、最低価格と最高価格を入れるというのはFIT部分を前提として、今、仮にこのFITの部分に関しては、このレンジで1回やってみようということであって、その後の非FITの部分に関して、どういうふうなレンジを設けていくのかというのは今後の議論だというふうに理解していますので、おっしゃった非FITのところのご懸念であれば、またそれは別の機会に議論する場があるんじゃないかなという理解をしています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

○高瀬シニアマネジャー（CDP）

すみません、ぜひ言わせてください。電源構成とかトップダウンに考えると要らない話だと思います。ただし、電力自由化が国策として進む中、企業というのが自発的に何かをしたいとか、電源を選びたいとか、消費者選択とか、そういった世界を電気の世界にも持ち込みたい、そういった世界を実現したいというんだったらすごく重要です。それからコストの面ですが、そんなにコストはかからないというふうに聞いております。

なので、それは、つくり方によりますよね。つくり方によるんですけど、このI-RECとかでやっているものは、例えば既にあるものを使いますし、それからそれをまねして日本で独自のものをつくれれば、余りコスト増とならないものができるというふうに思っております。今、やっているマニュアル作業での検証のほうが、よほどお金がかかるんじゃないかなとちょっと思っております。

○横山座長

ありがとうございました。

それではほかにいかがでしょうか。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

どうも大変詳細なご説明まことにありがとうございました。私のほうから、大口自家発電施設者懇話会様のほうに少々お聞きしたいことがございます。

8枚目のスライドで、恐らく容量確保期間に関連するところで、全く仰せのとおりで、4年前では恐らく工場の生産計画は非常に予見することが困難で、1年前の直近の段階でなるべく調整できるような仕組みを構築していただきたいという、そういうご要望だと思います。

それで業種もさまざまで、恐らくその予見性も業種によって相当違うという印象を受けておりますけれども、例えば工場ですと長期計画のようなものを恐らくつくっている業種もあると思いますけれども、実際、長期計画の予測の精度、実際その長期計画と実態で大体どれくらい乖離があるのかとか、業種ごとの予見性の困難さの違いとか、そうしたものがもしあれば、もう少しご説明いただければ大変助かります。

以上でございます。

○横山座長

それでは中谷さん、お願いいたします。

○中谷理事長（大口自家発電施設者懇話会）

そういった業種ごとの予見性というところについては、ちょっと我々、今、把握はしてないですが、おっしゃるとおりで、ただ一般的に考えた場合に、我々の企業の経済活動といいますと、長中期といっても3年ぐらいが大体妥当かなと思いますし、実際の生産活動になってしまうと、やはり3年ぐらい先のことを見越しながら、事実上の運営はやはり年初あたりでもう一回調整していくというのが、多分どこの企業さんもほぼほぼそんな感じだと思います。

なので、業種ごとにもうちょっと長いレンジでいろいろなことを考えているところあると思いますが、そこはちょっと1回持ち帰らせていただいて、またご回答いたしたいと思います。

○横山座長

よろしゅうございませうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ヒアリングはここまでとしたいというふうに思っています。

続きまして……すみません、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

すみません、立て札を立てるのを忘れていまして。よろしく申し上げます。私も2点ほど発言させていただければと思います。まず、自家発のほうなんですけれども、やはり参加されている企業さんを見ていますと、国際競争にさらされている素材系メーカーが非常に多くて、ある意味、工場の生産計画というものが非常に立てにくい状況がよくわかりました。

そういう意味では、発電事業者さんとも、DRさんとも、特性がかなり違うということで、リクワイアメント、ペナルティーのあり方など、その容量市場における参加要件については少し柔軟な考え方を取り入れて、今後、継続的に活用されることが望ましいのではないかという考えを改めて思いました。

あともう一点のほうは、非化石価値の考え方なんですけれども、資本市場における企業評価基準にESGという価値観を取り込む動きというのは、今、非常に急速に広がりつつあります。中でも、環境にかかる評価向上に向けたエンゲージメントのあり方というのは、非常に非化石価値取引市場に参加されるエネルギー関連企業さんにとっては重要な課題となることがほぼ確実になっています。

こうしたESG関連の情報につきましては、高い比較可能性というものが求められています。企業による非化石価値調達の努力が、省エネ法という国内評価だけでなく、国際的基準に照らし合わせて適切に評価されることというのが非常に大事だと思っています。

先ほどから少し話題になっているトラッキングに関しましてですが、こちらも、比較可能性という点では、いわゆるデータを使う側にとっても非常に細かいものを求める方も多いのは事実ですが、実際には、GHGという1つの価値に落としていただいて、使いやすくしていただくというのも実はニーズの1つでありますので、この辺も少し考えていただければというふうに思った次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。大変失礼しました。

それでは、次に進ませてもらいたいというふうに思います。

資料用6-1、制度検討作業部会が検討する各市場等の制度設計に係る意見募集の内容について、それから資料6-2、その概要について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料6-2の概要の資料を使いましてご説明させていただきます。

昨年12月26日に第17回作業部会を開催いたしまして、第2次中間論点整理についてご議論いただきました。その後1カ月間、事務局において意見募集を行いました。

関係者からの意見募集でございますけれども、66 者から計 430 件ほどのご意見をいただいているところでございます。66 者の内訳につきましては、新電力事業者、旧一般電気事業者、DR 事業者、発電事業者、公営事業者、再生可能エネルギー事業者、経済団体、金融機関、ユーザー企業、プラントメーカー、環境団体、個人など、多岐にわたっております。

いただいた意見の原文は、資料の 6-1 のほうに掲載しております。190 ページほどの分厚い資料になっておりますけれども、全文、全て掲載しております。

いただいた意見につきましては、事務局において精査を行ってまいりました。意見を分類し、それぞれ各担当において検討に役立たせているところでございますけれども、本日は、中間論点整理との関係などにも触れながら、意見の概要をご紹介しますと思います。

資料でございますけれども、まず意見の概要①ベースロード電源市場についていただいた意見をご紹介します。意見の数は 129 件でございました。

まず基本的な考え方といたしまして、新電力が任意の判断によりベースロード電源市場へ供出することを認めていただきたいというご意見がございました。このご意見につきまして、まだ本作業部会で検討していない論点だと思いますので、今後ご議論いただきたいと考えております。

その 2 つ下ですけれども、ベースロード市場に供出できる電源がベースロード電源に限らないことから、市場の名称もベースロード電源とは別の名称にすべきであるというご意見もいただいております。意見の数としては 1 件だけでございますけれども、これまでこうした観点では議論していませんでしたので、全体の議論が終わった後あたりでもご議論いただければと考えております。

取引についてというところで、幾つかご意見いただいております。

例えば、シングルプライスオークションの中で、複数の入札カーブの設定が可能な設定とすべきであるといったご意見いただいております。現在、作業部会でのこうした議論とともに、担当におきまして実務的な観点からいろいろ検討を行っておりますけれども、そうした実務的な検討の中でもこうしたご意見を役立たせていきたいと考えております。

下に移りまして、市場範囲のところでございますが、九州エリアを西エリアから分離していただきたいというご意見もございました。

この論点につきましては、市場分断の状況を踏まえて検討するという整理にしておりましたけれども、現在、JEPXにおきまして、間接送電権につきましてもさらに詳細検討のための作業部会を立ち上げるという形になっております。そうした中で、間接送電権が発効されますと、この分断の影響も緩和されますので、そうしたことも考えながら今後検討していきたいと考えております。

続きまして取引開設時期でございます。取引開設時期につきましては、次の 2 ページ目に移

りまして、年度直前の2月末を最終開設時期とするべきであるというご意見、一方で11月までの開催としていただきたいというご意見、双方ございました。これは、昨年の作業部会でもいろいろご議論あったところですが、引き続き検討していきたいと考えております。

供出量につきましてもご意見いただいております。特に、調整係数dの値の設定について幾つかご意見いただいておりますけれども、調整係数につきましては、これは技術的ですが、1から0.67に引き下げることについては昨年ご議論いただいておりますけれども、その引き下げ方のフォーミュラ、計算式などについてはまだご議論いただいていないところがございますので、今後議論していきたいと考えております。

続きまして、買い手の取引要件につきましてもさまざまご意見いただいております。

昨年の議論では、事前に購入可能量を定めてしまうという意味での事前要件を設定することを基本とする。一部、計画値ベースでの購入を認めるといった意味での事後要件を組み合わせるといった議論が行われておりましたけれども、この点に関しまして、計画値による購入可能量増減の算定を一部認めるべきであるというご意見などございました。

一方で、転売については、これは禁止するべきである。転売目的の購入は禁止するべきである。厳に取り締まるべきであるといったご意見もございまして、こうした観点から、この点につきましても引き続き本作業部会において検討いただければと考えております。

次のページに移りまして、旧一般電気事業者の買い手としての位置づけについてです。

この論点についてはかなりご議論いただいているところがございますけれども、例えばですが、最初のご意見で、旧一般電気事業者から合わせて3分の1以上の出資を受けている会社の取り扱いはどうなるのかといったご意見もいただいております。こうした点につきましては、やや細かい論点にもなりますので、実務検討の中でも考えていきたいと考えております。

それから、常時バックアップ・部分供給の扱い、これにつきましても、昨年かなりご議論いただいた論点でございます。

常時バックアップ分は供出義務量から控除すべきではないというご意見、また、それぞれ控除すべきであるという、両側からの意見が寄せられております。この論点につきましては、常時バックアップのあり方の見直しも並行して基本政策小委などでも行われておりますので、そうした検討も踏まえながら、今後検討していくということになるかと思います。

相対契約の取り扱いにつきまして、最初のご意見ですが、相対契約の位置づけについて、ベースロード電源市場への供出量を購入枠から控除するのは反対というご意見ございました。

こうしたご意見、さまざまいただいておりますけれども、審議会の議論から若干誤解されているところもあつたりもしまして、今回、複数の意見を提出いただいた事業者の方々を中心に、事務局では個別に意見交換をさせていただいたりしております。

こうした中で、相対契約の議論につきまして、この作業部会では、例えばこの相対契約を促進するために、こうした中間論点整理の位置づけにしていますというご説明も、ご理解もいただいているところがございます。そうした意見交換も、他に並行して行っているということについてはご紹介させていただきます。

続きまして監視のあり方ですけれども、この点につきましては、多数ご意見をいただいております。

最初のご意見ですけれども、監視に当たっては、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格という視点に加え、旧一般電気事業者の小売部門の高負荷需要への販売価格という視点からも、同じ水準になっているかを検証するべきである。この意見につきましては、複数の事業者の方々から同様の意見をいただいているところがございます。

次のページに移りまして、例えば供出価格につきまして、ベースロード電源相応の価格水準による提供が不可欠であると。常時バックアップの価格よりも低い水準になることを監視すべきであるといったご意見もいただいております。

また、中ほどでございますけれども、この供出価格に含まれるコストにつきまして、長期間停止中の発電施設、特に原発維持費用などは除外すべきである。稼働しない原発のコストを新電力が負担するのは不当であるというご指摘もいただいております。

こちらにつきましても、意見の提出等のあった事業者の方とも意見交換をさせていただいておりますけれども、その中では、建設仮勘定の取り扱いが明確ではないのではないかとといったようなご指摘もいただいているところがございます。

ほかには、これは主に発電側からのご意見ですけれども、稼働にかかわらず電源の維持に必要な固定費を含むベースロード電源の全体の平均的なコスト等については、反映可能な供出上限価格とすべきであるというご意見。また、決算データ等からベースロード電源の発電平均コストの実績値を確認するという監視方法が適切であるといったご意見もいただいております。

また、監視委員会を中心に継続的に監視し、合理的な理由がなく、みなし小売事業者がベースロード市場価格を下回った販売を行う場合には、独禁法の適用を含め、適切な処置をしていただきたい。これはベースロード電源市場の供出価格とは直接に関係するという、直接的なご意見ではございませんけれども、関連する論点としてこうしたご意見もいただいております。

監視のあり方につきましては、今後もぜひご意見、ご議論いただきたい論点だと考えておりますので、その際にも今回いただいた意見も改めてご紹介しつつ、ご検討いただきたいと考えております。

ベースロード電源市場に関して、最後、データの受け渡し等につきましては、例えば購入可能量算定のための実績値の提出については、送配電事業者から行ってほしい。

それから2つ目のご意見は、このJEPXにおける与信管理の論点だと思いますけれども、こうした点も考えていただきたいといったご意見をいただいております。こうした点につきましては、実務的な検討の中で参考にしていきたいと考えております。

全体に当たりまして、ベースロード電源市場につきましては、今後、買い手の取引要件、監視のあり方等の運用ルール及び適正取引ガイドラインへの記載方法につきまして、本作業部会において検討を進めていただきたいと考えておりますし、並行して実務的な検討も進めていきたいと考えております。

続きまして、間接オークション・間接送電権につきましては、37件のご意見をいただいているところでございます。

間接オークションにつきまして、まず最初に、電源構成表示、発電所の排出係数等について明確にさせていただきたいというご指摘をいただいております。この論点につきましては、本作業部会というよりも、排出係数検討会という検討の場が別途ございますので、そうした場において検討していきたいと考えております。

それから次のページでございますけれども、市場を介して連系線利用をさせるのであれば、市場の入札単位も1kWhまで引き下げさせていただきたい。連系線利用のための市場利用に対して取引手数料が発生することは許容できない。こうしたご意見もいただいております。こうした点につきましては、JEPXにもこうしたご意見がありましたというところについてはお伝えしているところでございます。

特に、先ほどご紹介した2つの意見の中の前者につきましては、インバランスの発生をご懸念されてのご意見と理解しております。こうした、どうした形で、例えばバランシンググループ組成サービスの利用など、いろいろな方法があるのではないかと思いますけれども、そうした観点からの検討になるのかなと考えております。

続きまして間接送電権でございます。間接送電権につきましては、名称をわかりやすくしてほしい。それから詳細な仕様につきまして、早期に固めてその結果の公表をしていただきたい。導入開始時期については、ベースロード市場開設までに導入をしていただきたいといったご意見をいただいております。

先ほどもご紹介しましたがけれども、JEPXにおきまして今般、検討会が立ち上がることになっておりますので、その中で検討をいただくことになると考えております。

その他、例えば電気事業者以外、あらゆる産業のヘッジ主体者が参加できる仕組みとしていただきたい。事業計画の変更に柔軟に対応できるように、転売を可能としていただきたいといったご意見いただいております。

これは昨年ご議論いただいたとおり、事業者のニーズを踏まえてこうしたデリバティブのよ

うな形にするかどうかは今後検討していくと。現時点では現物取引とするという形で整理しておりますので、こうしたご意見につきましては今後の検討の材料にしていきたいと考えております。

その他のご意見についてご紹介したいと思いますけれども、特定負担者の連系線に関する権利につきまして、具体的な制度の内容を確定していただきたいというご意見もございましたし、特定契約及び間接送電権につきまして、会計処理ガイドラインを発行していただきたいというご意見もございました。会計の問題につきましては、ガイドラインという形ではなく、公認会計士の方々との議論を今後も行っていきたいと考えております。

間接送電権につきましては、繰り返しになりますけれども、JEPXにおきまして今後検討会が立ち上がりますので、その場でも詳細について議論をしたいと思っております。また、本作業部会のほうにも報告したいと考えております。

続きまして容量市場でございますけれども、意見につきましては、141件いただいております。

まず、基本的な考え方ということで、既存契約の見直しに向けたガイドラインについてご意見をいただいております。そうしたガイドラインが必要というご意見もありましたし、次のページ、6ページ目ですけれども、エリアをまたぐ相対契約で従来と等価な取引が実現しない場合の取り扱い、ペナルティー等のリスク負担などについても検討してほしいというご意見いただきましたので、今後の検討の材料にしていきたいと考えております。

また、コジェネ電源の取り扱いなどについてもご意見いただいております。容量市場外での取引を許容してほしいというご意見いただいております。年末までの議論でも、こういう自家発につきまして、先ほども議論ありましたけれども、アグリゲーター経由での参加も可能となっております。先ほどもプレゼンテーションありましたので、自家発の取り扱いについては、今後もまた広域機関も含めまして検討していきたいと考えております。

それからDR事業者の方から、DRの位置づけについて整理をしてくださいというご意見もいただいております。広域機関におきましても、この論点、検討していただいておりますけれども、今後もさまざまな点で、こうしたDR、自家発の位置づけも考えながら制度設計していきたいと考えております。

それから、沖縄エリアにおいてkW 価値に係る事業者負担が求められることは適切ではないというご意見もいただいております。これにつきましては、先ほど沖縄電力のほうから、現段階では必要性が少ないのではないかというようなご意見もいただいたところでございます。最終的には、また審議会、こちらの作業部会で決めていきたいと考えております。

容量市場の取引の仕組みにつきましては、さまざまご意見をいただいております。

追加オークションのあり方など、ご意見いただいておりますけれども、広域機関でも検討会、進められておりますので、そうした場でもこうした意見を踏まえながらご検討いただきまして、

必要に応じて本作業部会で議論していきたいと考えております。

リクワイアメントとペナルティーにつきましても、そうした広域機関での検討に反映させていただきたいと考えております。

調整係数と期待容量につきましても、技術的な点になりますので、広域機関における検討で参考にしていきたいと考えております。

7ページに移りまして、小売事業者への費用請求の考え方につきましてご意見いただいております。

小売の事業運営の実態を踏まえると、月間ピーク時 kW で配分する案が合理的。その一方で、最大 kW に応じて配分する案と、年間ピーク時 kW で配分する案を軸に検討してほしい。それぞれのお立場からご意見いただいております。

この論点につきましては、昨年末までの議論でもさまざまご検討いただいたところでございますけれども、改めて今後、本作業部会でご議論いただければと考えております。

新設・既設の区分、経過措置につきましても、この下から2つ目ですけれども、経過措置は需要家負担の激変緩和の観点から必要。しかしながら 2024 年度の控除率は 42%に過ぎず、小売へのインパクトが大きいというご意見。その一方で、既設電源であっても、定期点検や機器の取りかえなどの改良投資が必要であり、事業環境をさらに厳しくするような経過措置の導入は適切ではないという双方のご意見、それぞれのお立場からいただいております。

この論点につきましても、昨年までの議論でもさまざまご議論いただきましたけれども、引き続き今後の作業部会でぜひご議論いただければと考えております。

それから、他制度との整合性についてですけれども、FITバイオマス混焼設備につきまして、非FIT分は容量市場の対象となるようにしてほしいというご意見いただいております。この点につきましては、昨年の中間論点整理でも記載いたしましたけれども、今後さらに論点を整理してまいりたいと考えております。

それから8ページに移りまして、情報公開・フォローアップについて、容量市場創設後も、状況に応じて抜本的な見直しも含め、必要な措置について検討してほしいというご意見いただきました。

それから、その他のところで、金銭的インパクトと需給バランスの2つの観点よりシミュレーションを実施することが必要というご意見いただいております。シミュレーションにつきましては、今回、多数のご意見をいただいております。どのような対応が可能か、事務局においても検討してまいりたいと考えております。

この容量市場につきましては、広域機関において検討会の作業が進んでおりますけれども、そちらの作業でもこうしたご意見を反映していただくとともに、本作業部会でもまだ議論が残っ

ている論点ありますので、改めてご議論いただければと考えております。

需給調整市場につきましては、37件ご意見いただきました。

商品設計に関しまして、例えばDRなどの需要側調整力を前提とした要件を区別した要件を検討いただけないかといったご意見。それから、その商品設計の一番下でございますけれども、分散型電源につきましては、二次調整力としても活用できる点まで見据えた制度設計を行っていただきたいといったご意見いただいております。

広域機関におきまして、今般、需給調整市場に関する検討会が立ち上がっております。詳細につきましては、その検討会でも議論されると考えておりますし、その際にもこうしたご意見参考にさせていただければと考えております。また、本作業部会におきましても、重要な点につきましては今後ご議論いただければと考えております。

ペナルティー、監視・公表につきましては、価格形成に関して一貫性のある監視をお願いしたいというご意見などをいただいております。監視方法、あるいは広域化が行われない場合での市場の取り扱い等につきましては、次回以降、本作業部会におきましても検討いただきたいと考えております。

再エネ対応の調整力コストにつきましても、さまざまご意見いただいておりますけれども、こちらは本作業部会になるかどうかわかりませんが、ご意見を今後の政策検討の参考にしていきたいと考えております。

容量市場との関係に関しまして、2つ目のご意見でございますけれども、容量市場でkW 価値取引が行われない2020年度から2023年度において、年間計画時点で固定費の支払いを行うなど、必要な電源が確実に維持されるよう留意すべきというご意見いただいております。この点につきましては、さまざまな観点から検討が必要だと考えておりますので、本作業部会におきまして改めてご検討いただければと考えております。

市場創設時期につきましては、2つ目のご意見ですけれども、本格的な広域調達・運用を行う時期について、電力の安定供給維持の観点から、実運用への影響を十分に考慮の上、検討を進めたいというご意見。これは送配電事業者の方からのご意見でございますけれども、こうした意見も頂戴しております。この点につきましても、広域機関における先ほど申し上げた委員会での検討を踏まえまして、本作業部会でも改めて検討していきたいと考えております。

応札単位につきましては、入札単位について一定規模のリソースを束ねた単位でも入札できるように検討いただきたいのご意見いただいております。これは、中間の論点整理においては、水系一体の場合など合理的な場合には応札単位を技術的に検討するという整理にしていたところでございますので、こうしたことを必ずしも指定しているわけございませんけれども、詳細につきましては、広域機関あるいは本作業部会で今後検討していきたいと考えております。

連系線との関係につきまして、スポット市場よりも前に調整力を広域的に調達する場合には、連系線の容量確保が必要とのご意見いただいております。二次調整力などにつきましては、スポット市場よりも前に前週に調整力を調達するという案が今検討されておりますけれども、そうした際には、こうした連系線の取り扱いについて検討が必要なものと考えております。今後、検討していく必要があると考えております。

そのほか、価格の設定などについてもご意見をいただいております。kWh に関しても、平均価格や価格帯といった形の価格指標の整備を検討していただきたいといったご意見いただいております。

そのほか、次のページですけれどもその他のご意見としまして、共通プラットフォーム開発では、十分な工期及び要件定義の期間を設けていただきたいというご意見もいただいております。これは開設時期の検討とも関連しますので、こうした意見も含めまして、改めて検討したいと考えております。

今後、この需給調整市場につきましては、繰り返しになりますけれども、広域機関における作業部会、あるいは需給調整市場検討小委員会におきまして、こうしたご意見も踏まえながら検討を進めまして、本作業部会におきましても、市場の開設時期などにつきまして改めてご議論いただければと考えております。

非化石価値取引市場につきまして、63 件のご意見いただいております。

まず、入札下限・上限価格につきまして、2 つ目のご意見でございますけれども、証書の最低入札価格 1.3 円、最高入札価格 4 円は、グローバル市場平均を超える水準。非化石証書の価格は、企業にとって商業的に採算が取れるアプローチにするために、グローバル市場の平均との整合性を確保することが重要と。これは需要家の企業の方からご意見いただいております。

この点につきましては、この入札下限価格・上限価格とも、18 年度の価格動向を踏まえて、次年度以降必要に応じて見直しを行うこととしております。そうした整理にしておりましたけれども、そうした検討の際の参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、非化石証書の商品設計についてです。先ほどもご議論ありましたが、非化石証書の種類について、「太陽光由来」や「風力由来」といった、証書の種類をより細分化すべきというご意見いただいております。

先ほども、松村委員からもお話ありましたが、これは 18 年度の売り出しに関しましては、流動性の観点から再エネということで売り出しておりますけれども、今後の取引動向も踏まえながら、こうしたご意見も参考にしつつ検討していきたいと考えております。

また、先ほどもご意見があった点ですけれども、非化石証書に十分なトレーサビリティを確保すべきではないか。例えば発電所名などの情報を含めるべきではないかといったご意見も伺っ

ております。こちら先ほどCDPの高瀬さんからもプレゼンあったところがございますけれども、今後議論していく内容だと考えております。

他方で、今回、5月から売り出すFIT分の証書につきましては、一括でオークション方式で売り出すということになっておりまして、証書の買い手がどの発電所からの証書かを選べない、先ほどの証書の細分化と関連する論点ですけれども、選べないということになっております。

そうしたこともありまして、今回こういう証書に情報は含めていないわけがございますけれども、その一方でこの証書につきましては、FIT分につきましてはGIOが発行量を厳密に管理しますので、その証書の正確性・厳密性については十分担保されている旨考えております。こうしたことにつきましては、先ほどもありましたけれども、CDPなど関係団体にも説明をいたしているところでございます。

非化石価値取引市場での取引についてというところで、非化石価値取引市場への参加者を小売事業者に限定しないで、大口需要家やアグリケーター等もオークションに参加できるようにすべきとのご意見もいただいております。

この点につきましては、貫徹小委の際からもずっと議論をされているところでございますけれども、高度化法の目標達成に資するツールとして今回証書を売り出しますという関係から、小売事業者に限定して販売すると。需要家については、この非化石証書を組み合わせた電気の調達を考えていただきたいと考えておりますし、現在、報道等におきまして、こういう非化石証書を組み合わせた電気のメニューを準備されている小売事業者の方もいらっしゃるものと認識しております。

それから次に、小売電気事業者間による非化石証書の転売は一定程度認めるべきというご意見いただいておりますけれども、こちらについては、現在、転売の可否について引き続き検討を行っているところでございます。主に、会計・税務の観点などから検討しているところでございます。

それから次のページに移りまして、非FIT電源由来の非化石証書について、この非FIT電源における制度設計についても早期に全体像を示されたいとのご意見いただいております。また、高度化法の間接評価につきまして、慎重な検討をお願いしたいといったご意見もいただいておりますけれども、こうした点につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

非化石証書につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、本年5月からFIT分について取引を開始したいと考えておりまして、現在JEPXとも連携しながら、準備を進めているところでございます。

また、非FIT電源に係る非化石証書につきましては、2019年度の電気から取引対象とする方向で準備を進めております、検討も必要だと考えております。今後ご議論をいただければと思

っておりますし、高度化法の中間評価のあり方についても今後検討してまいりたいと考えております。

6番目、既存契約見直し指針、インバランス制度等の関連する制度に関しまして、22件のご意見をいただいております。

既存契約見直し指針に関しまして、2つ目のポツですけれども、より具体的に基本的な考え方を示していただきたいといったご意見もいただいておりますけれども、こうした点につきましては、今後必要に応じまして検討していきたいと考えております。

次のページに移りまして、インバランス制度についてご意見をいただいております。

インバランス単価は余剰と補給で傾斜をつけるべきではないかといったご意見もいただいておりますけれども、インバランス料金制度については、本作業部会というよりも、基本政策小委員会のほうでもご議論をいただいていると考えておりますので、必要に応じましてこうした点を参考にしてまいりたいと考えております。

その他、最後にさまざまな観点から、ご議論、ご意見をいただいております。

ご紹介しますと、例えば上から6つ目のご意見ですけれども、公平・公正な競争条件のもとで、公益的課題の克服に向けて、電気事業者間が互いに切磋琢磨していけるような環境が整備されるべきと考えますといったご意見もいただいております。

また、その2つ下ですけれども、民衆の契約の見直しについては、当事者からの意思が十分に尊重されることが重要だと考えますというご意見もいただいております。

それから、一番最後のほう、このページの一番下になりますけれども、制度導入はあくまで電力システム改革の目的成就のための手段であることから、制度を固定化することなく、導入後も常にモニタリングを行い、電気料金の最大限の抑制という目的と照らして適切ではないと判断された場合は、必要な修正が行われるようお願いしたいといったご意見、これは需要家の方からのご意見でございますけれども、こうしたご意見も頂戴しているところでございます。

次のページについては省略させていただきますけれども、以上、全てのご意見をご紹介はできませんでしたが、意見の概要につきましてご紹介させていただきました。

いただいたご意見につきましては、今後の検討の材料にしたいと思いますし、こうした作業部会での検討の資料にも反映したり、紹介していきたいと考えております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさんの430件に上りますご意見をいただきました。それを今、事務局からご説明をいただきましたが、このご説明に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それでは、斉藤さんのほうからお願いいたします。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。今の詳細にわたるご説明を聞きまして、非常に多くの論点をカバーしていただいておりますし、また鍋島さんのほうから特に拾っていただいたところについても、私自身も非常に関心の高いものを多数拾っていただいております。非常に感謝しております。どうもありがとうございます。

その中で私のほうから1点、今回ベースロード電源市場の監視の部分についてコメントさせていただければと思います。ベースロード電源市場というのは、改めてではございますが、新電力がベースロード需要をミドル電源で対応せざるを得ないため、大手電力会社と比べて十分な競争力を有していないという状況を踏まえた制度的な措置であると認識しております。

そのような背景のもと、入札における各条件だけではなくて、今回のように実施後の監視ということについても議論が行われていることにつきましては、極めて意義深い話であると認識しております。

そもそも自由化市場におきまして、なぜ監視が重要となるかという点ですけれども、私は健全な競争、先ほど鍋島さんのほうからご意見の一つとして、公平・公正な競争条件という言葉がございましたが、そちらを促すため、その点に尽きるのではないかというふうに考えております。

すなわち、もともと電力会社さんに独占されてきているこの電力小売市場におきまして、自由化を機に多くの事業者が参入しております。当然のことですけれども、市場規模そのものは大きく変わっていない中で自由化でございますので、競争の結果、退出せざるを得ない事業者が出てくる、これは当然のことだと私も考えております。

ただ、ここで健全な競争という点を考えるのであれば、需要家の方々の便益により資するようなサービスを提供できるような事業者が、最終的にきちっと市場に選ばれるような環境、そういうものをつくっていく必要があるということで考えております。

例えばになりますが、我々、新規参入者が、新規であるという事実だけを持って過度なアドバンテージを享受し続けるような環境、こういうこともあってはならないと考えておりますし、また電力会社の方々におきましても、昔から事業を行っているという事実ですとか、あるいは大規模に事業を行ってきたという事実のみで有利に働くような市場ではあってはならないものと考えております。

このような監視の意義を踏まえますと、やはり今後は誰がどのような根拠に基づきながら、何を見ることをもって監視というのか。そして、何がどうなった状態を確認したことをもって、制度本来の目的からずれていて、健全な競争が損なわれていると判断するのか。そして、その当該事業者に対して、どのような処置が施されるのかなど、こういう点についても今後の議論の中

で深掘りしていただければと考えております。

また、話は変わりますが、以前も私のほうからご指摘させていただきまして、先ほど鍋島さんからもコメントありました、供出価格算定における未稼働電源の固定費の定義については、はっきりしていないのではないかという問題意識を持っております。

鍋島さんが挙げられていました、例えば再稼働に向けて安全対策など実施していただいている費用について、建設仮勘定に計上されているのではないかというふうに私自身想像しておりますので、そういったような費用について、未稼働電源の固定費に含めるべきではないと私個人は考えておりますが、こちら辺について、そろそろはっきりさせる必要があるのではというふうに感じているところでございます。

ですから今の話に関連してですが、例えばですけれども、各電力会社さんの足元における供出価格を試算していただければ、今のような未稼働電源の固定費に対する考え方というのも具体的に確認できますし、その上で供出価格のレベル感をみんなで確認できるのではないかというふうに思っております。

もちろん、これは個社の価格という非常にセンシティブな話につながってまいりますので、例えばこういう場において、価格情報がオープンになることについてはいろいろと問題がある、そういうことについても私自身認識しております。ただ、今申し上げた目的に加えまして、この足元の小売市場の競争環境を確認するためにも、このような情報というのは有益な情報となるのではないかと思いますして述べさせていただきました。

本作業部会のテーマから逸脱してしまうかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、健全な競争、本当に需要家にとって有益なサービスを提供し得る事業者が最終的に残っていくような、そういうような競争環境を考えるのであれば、市場に対して多くの事業者が参入したまさに今この状態で、こういうような議論、そしてその実現というのが求められているのではと思います、このような話をさせていただきました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは大橋委員、お願いします。

○大橋委員

ありがとうございます。今回、この制度検討作業部会で議論してきたものを、中間の取りまとめという形で意見募集をされたというのは、手続として必ずしもやる必要はなかったものなのかもしれませんが、今後に向けて非常に重要な市場ができる中で、コンセンサスをいろんなステークホルダーから得るというコンセンサスビルディングしていくプロセスを非常に丁寧な

踏まれているなと思っています。

事務局としては非常に作業負荷が高かったんじゃないかと思えますけれども、議論の中で、こうした形で、これまでいろんな個別のものを議論はしてきましたけど、一体全体として整合しているのかどうかということというのはやっぱり見る必要があつて、こういうふうなプロセスを挟んでいただくことで、初めて横串を刺して、改めて振り返る機会を与えていただいたという意味で、非常にいい取り組みだったなというふうに感じています。

やっぱりこう振り返ってみると、自由化の部分もあり、あるいは規制の部分もあり、全体としてどう整合性をとるのかと。とりわけ、先ほどもご意見がありましたけど、公正・公平とは何なのかとか、あるいは事業者の意思を尊重するとは一体どういうことかということというのは、実は極めて深い問題で、難しい問題だなというふうには、改めて思っています。

最終的にここに書かれている意見の全てを満たすことはできないと思えますけれども、一応こうしたプロセスで、議論をとりあえずクリアに、透明にしていきながら、最終的に決めをしていくほかないのかなというふうには思いますが、今回は非常に丁寧なプロセスを踏んでいただいたことに感謝を申し上げます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員

私からは1点ございます。容量市場について非常に数多くのご意見が出ていますが、ご紹介がありましたとおり、既存の相対契約に関する契約の見直しガイドラインの必要性や重要性への言及のほか、従前と極力等価の取引となるようにというご要望が出ていたこと等、改めて注目の高さを感じました。

民・民間の契約をこういった制度変更の趣旨に沿うように、公平かつ合理的な内容で、合意ベースで変更・改定するという対応は、実務上、発電事業者や小売事業者等の電気事業者の方々のみならず、例えば融資金融機関等の関係者の方々の関与も必要になりまして、各関係者の利害も考慮した上での、非常に時間がかかり得るプロセスになる可能性があると思えます。

そういった実務の混乱を極力避ける観点からも、見直しのガイドラインについては、丁寧な対応と慎重な検討が必要であることを改めて認識した次第です。

また、例えば、意見のナンバー201 などにありますように、発電事業者への容量価格の支払い、その発電事業者のキャッシュフローに影響が少ないように、例えば月次決済で、といった割

と具体的な条件についてもご要望が出ていますが、具体的にどのような内容の制度になるかとの点が固まらなると、契約の見直しの内容もなかなか固められないと思いますので、段取りやスケジュール上の配慮が必要であり、議論のための余裕度も確保する必要もあるので、実際にいろいろと制度が移行するに当たって、その点も考えていかなければいけないなと思いました次第です。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんのほうからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。430件のご意見ということで、非常に関心の高かった意見募集の結果だなと思っております。また、室長からのご説明の中で、今後の取り扱いの方向性まで少し踏み込んでご紹介いただきましてありがとうございます。

今回ご説明いただいた内容、資料6-2については、当然、概要資料ということですので、意見が多かった、少なかったですとか、何ゆえそういう意見をおっしゃられているのかといったところは割愛されていると思いますけれども、資料6-1では、私もかなり拝見いたしましたけれども、いろいろと新しいご示唆もあったと思っておりますので、今後の議論に当たっては、何ゆえそこをおっしゃられているのかというところを、大変な作業負担だとは思いますが、取り上げていただいて、年末にありました今後議論すべき事項の中に含まれていないものについて、ぜひ取り上げていただきたいと思っております。

それをチェックしていく上では、物差しとして、貫徹小委の中間取りまとめにありました各市場をそもそも創設する意義ですとか、考え方にもう一度照らし合わせて、意見がずれていないかという俯瞰的なチェックをこの場でしていく必要があると考えておりますので、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

その他、特にご意見がない……武田委員、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。ベースロード電源市場の監視のあり方について、多数のご意見をいただいたということですが、電力に限らず、ヨーロッパのEUの公益事業改革の基本的な考え方は、事後規制で十分でないものについて、事前規制で対応するというところでありますから、

ここで挙げられた問題についても、電取委とか公取委の事後的な監視で対処できる問題なのか、対処できない問題なのかということをもとに考えて、対処できない問題について事前の制度で手当てをする、そういう考え方が必要と考える次第です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、たくさんご意見いただきましてありがとうございました。

今回、このように 430 件に上るたくさんのご意見をいただいておりますので、これらの意見を、先ほどご意見がありましたようにしっかりと踏まえながら、事務局、それから広域機関等において、今後の検討を進めていただければというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後になりましたが、事務局より今後のスケジュールについてお願ひいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程と詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

—了—